

資料 11

「水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について

令和〇年〇月〇日
環境省水・大気環境局
環境管理課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の対象農薬

エスプロカルブ、1, 3-ジクロロプロペン（D-D）

(2) 意見募集の周知方法

関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見募集期間

令和6年10月22日（火）～ 同年11月20日（水）

(4) 意見提出方法

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ・郵送

(5) 意見提出先

環境省水・大気環境局環境管理課農薬環境管理室

2. 意見募集の結果

(1) 寄せられた意見数

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov） 1件
- ・郵送 0件

(2) 提出意見の総数 1件

(3) 提出意見に対する考え方 別紙の通り

（別紙）

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	<p>既に世界一ともいえるくらい農薬大国のわが国で基準値を更に上げるというのは疑問です。</p> <p>安全性をしっかりと示して頂きたいです。</p>	<p>農薬は、病害虫や雑草を防除し、安定した作物生産を確保するための重要な生産資材です。</p> <p>本改正における1,3-ジクロロプロペン（D-D）の水質汚濁に係る農薬登録基準は、WHO飲料水水質ガイドラインの考え方を参考に、食品安全委員会で設定された最新の一日摂取許容量（ADI）を基に、飲み水に由来する農薬がヒトの健康に悪影響を及ぼさない値として設定しています。</p> <p>なお、使用方法に基づいて算定した農薬の成分の公共用水域における環境中予測濃度（水濁PEC）は従前と変更はなく、改正後の基準値を超えないことを確認しています。</p>